

仕 様 書

1 目 的

首都圏及び西日本の実需者と県内産地関係者のフラットな関係を構築し、高品質な青森県産品を高い価値をもって取引拡大することを目的とする。

2 委託業務名

販路開拓・拡大アドバイス等業務

3 委託業務の内容

首都圏及び西日本での青森県産品の販路開拓・拡大アドバイス等に係る次の業務を実施する（当事業における「西日本」は、日本国内の愛知県以西全てのエリアを指す）。

（1）産地力の向上や青森県産品ブランドイメージの向上につながる可能性の高い実需者を選定し、その企業情報を収集して提案すること。選定に当たっては、以下の要素についても考慮すること。

ア 新型コロナウイルス感染症の影響を勘案した上で、実効性の高い市場（近年急速に拡大している電子商取引（以下「EC」という。）市場を含む。）であるか。

イ 取引に至った場合に継続性が見込まれ、かつ、取引拡大の余地があるか。

ウ 西日本の提案にあたっては「A! Premium」（※）の活用を検討すること。

※一貫保冷とスピード輸送により、高鮮度を保ったまま、青森県産食材を全国に輸送できるサービス

（2）（1）において選定した実需者について、ア）選定理由、イ）事業の展開状況、ウ）提案候補となる県産食材、エ）コーディネート手法、オ）その他必要な事項を整理・提示のうえ、首都圏及び西日本それぞれ10事業者以上の計20事業者以上を提案すること。

（3）青森県担当職員が産地と実需者の取引を実現するために行う販売促進活動に必要な専門知識等の習得、現場活動等に対する助言・指導を行うこと。

（4）発注者が別途提供する産地情報に対し、想定される実需者や取引実現に必要なアドバイスを実施すること。

（5）その他、販路開拓・拡大に必要となるアドバイスを実施すること。

4 委託業務の条件等

（1）提案する実需者について

青森県産品を高く評価する多様な販売チャネルを探り、首都圏及び西日本の実需者と産地がフラットな関係を構築し取引拡大することにより、相互の利益につながるよう十分に考慮すること。

(2) 業務の打合せについて

ア アドバイス会議の開催

契約期間内に8回以上（東京都内・大阪府内・青森県内等）において1回につき2時間以上のアドバイス会議を開催すること。同会議では、マーケティングの観点から、ア）選定・提案した実需者情報について内容を検討するほか、イ）青森県農林水産部総合販売戦略課が別途提供するブランド候補製品の産地情報に対し想定される実需者や取引実現に必要なアドバイスを実施することとし、うち1回は青森県内における現地アドバイス会議とすること。

なお、現地アドバイス会議の実施に当たり、本県産地訪問による場合の旅費交通費を本業務に含むものとする。

イ 青森県担当職員への助言・指導

青森県担当職員が産地と実需者の取引を実現するために行う販売促進活動に必要な専門知識等の習得、現場活動等に対する助言・指導を行うこと。（アドバイス会議とは別に年4回以上、かつ、1回につき2時間以上）

(3) 実施体制について

スタッフには、マーケティング、EC・百貨店・飲食店・ホテル・高級スーパー等小売店・卸等流通などの各業態及びそのトレンド、各種情報を獲得・整理するリサーチャー等、各分野において、専門知識を有し的確な助言・指導を行うことができるアドバイザーを3名以上7名以内で配置すること。

5 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

6 その他

- (1) 業務の実施にあたっては青森県農林水産部総合販売戦略課と十分な連絡調整を図りながら行うものとする。
- (2) 仕様書に明示がない事項及び疑義が生じた場合は、青森県農林水産部総合販売戦略課との協議により決定するものとする。